

建築物省エネ法の施行状況について

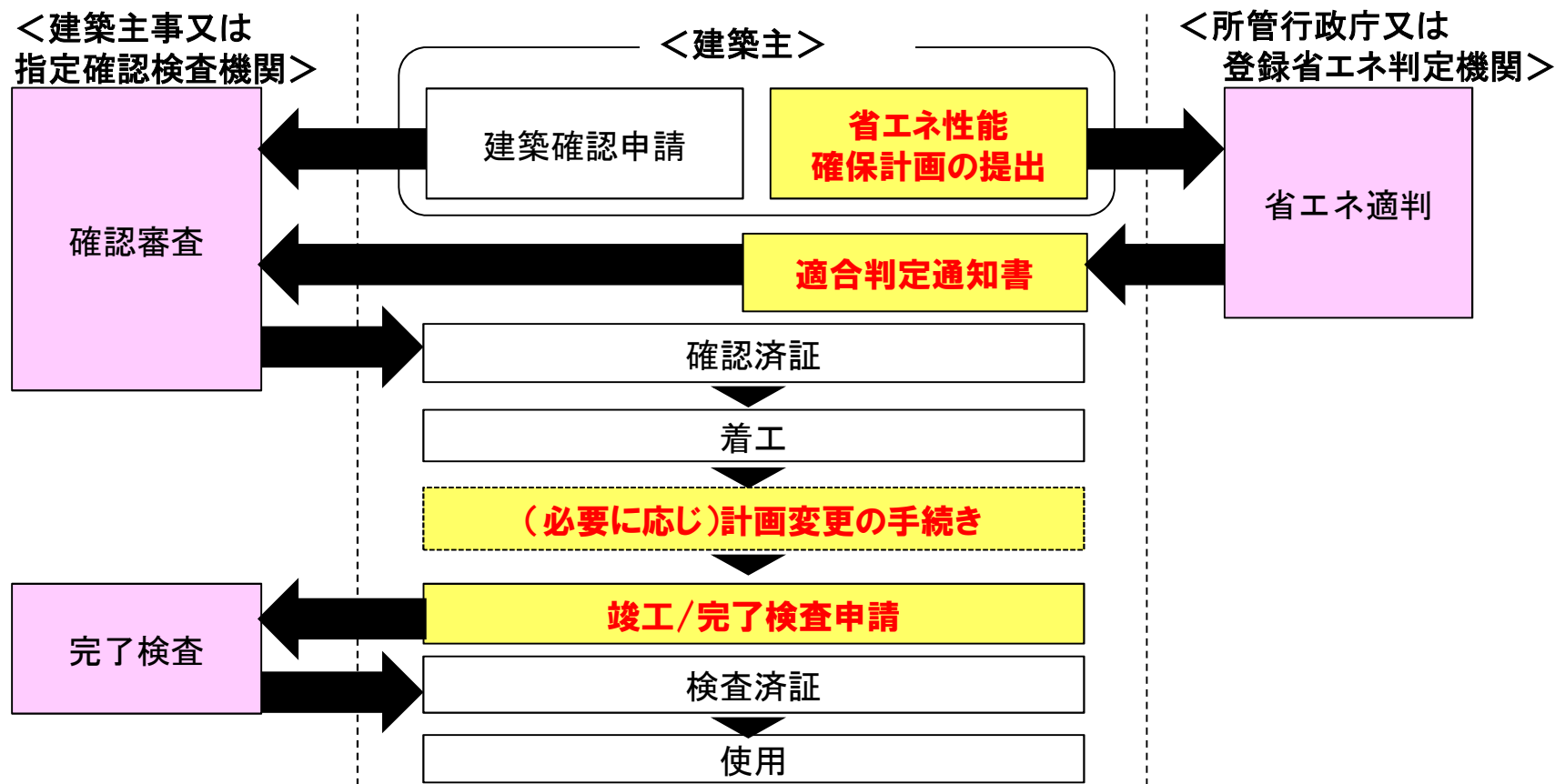
省エネ適判制度の施行状況について



省エネ基準適合義務・省エネ適判の概要

- 建築主は、床面積の合計が**2000㎡以上の非住宅建築物の新築等**(特定建築行為)を行う際、当該建築物を**省エネ基準に適合**させなければならない【建築物省エネ法第11条第1項】
- 建築主は、特定建築行為に係る**工事に着手する前**に、省エネ性能確保計画を提出し、**所管行政庁又は登録省エネ判定機関による省エネ基準への適合性に関する判定(省エネ適判)**を受けなければならない【建築物省エネ法第12条・第15条】
- 特定建築行為に係る建築物は、**建築基準法に基づく建築確認や完了検査**において、**省エネ基準への適合性についても審査・検査の対象**となる【建築物省エネ法第11条第2項】

〈省エネ適判対象物件に係る手続フロー〉



省エネ適判の実績

○建築確認の総数及び省エネ適判対象に係るものの件数

【平成29年4月～6月】

	合計		特定行政庁		指定確認検査機関	
		うち省エネ適判対象		うち省エネ適判対象		うち省エネ適判対象
受付件数	146,576件	308件	17,321件	26件	129,255件	282件
交付件数	144,949件	167件	16,743件	13件	128,206件	154件

※国土交通省による調査結果

○省エネ適判の件数

【平成29年4月～8月】

	合計	所管行政庁	登録省エネ判定機関
4月	8件	2件	6件
5月	39件	5件	34件
6月	151件	12件	139件
7月	—	—	178件
8月	—	—	213件

※(一社)住宅性能評価・表示協会による調査結果 4

省エネ適判制度の施行状況に係る調査結果

- 平成29年7月、所管行政庁(限定特定行政庁を除く303行政庁)及び登録省エネ適判機関(全78機関)を対象に、省エネ適判制度の施行状況に係る調査を実施。

■調査概要

【調査対象】

所管行政庁…303行政庁(限定特定行政庁を除く全所管行政庁。特別区は含む。)
登録省エネ判定機関…78機関
(いずれも回答率は100%)

【調査時期】

平成29年7月7日～7月21日

【調査内容】

- (1) 省エネ適判の実施状況について
- (2) 確認済証の交付時期への影響について
- (3) 省エネ適判において判断に苦慮した案件について
- (4) 建築確認において判断に苦慮した案件について

省エネ適判の実施状況について

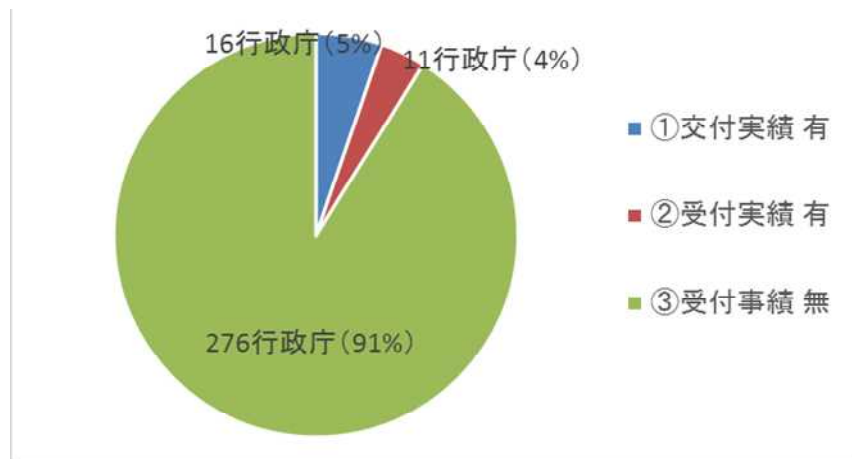
○ 省エネ適判の実施状況(平成29年6月末時点)について、受付実績のある行政庁は9%。受付実績のある登録省エネ判定機関は69%。

(1) 省エネ適判の実施状況について

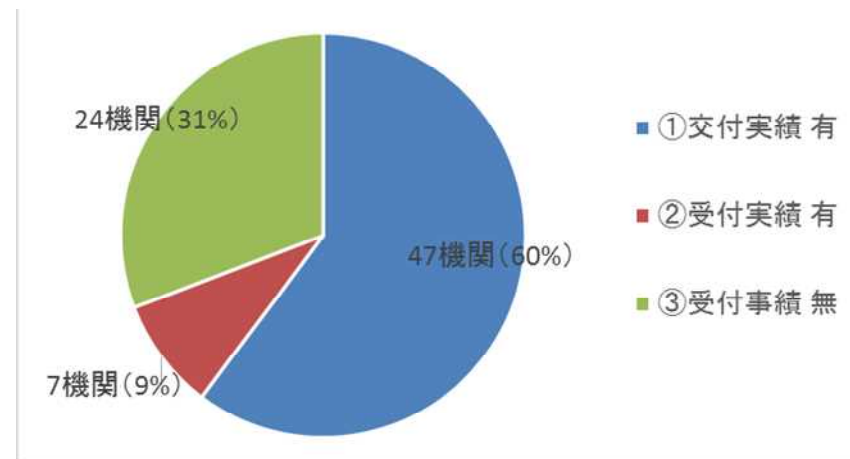
省エネ適判の実施状況について、次の①～③のうち該当する番号を一つ選んでください。

①	適合判定通知書の交付実績がある。
②	適合判定通知書の交付実績は無いが、省エネ適判の受付実績がある。
③	省エネ適判の受付実績が無い。

行政庁の回答



登録省エネ判定機関の回答



確認済証の交付時期への影響について

○ 確認済証の交付時期への影響について、**ほぼ全ての行政庁・登録省エネ判定機関**において、「**省エネ適判等が原因での遅延は無い**」と回答。

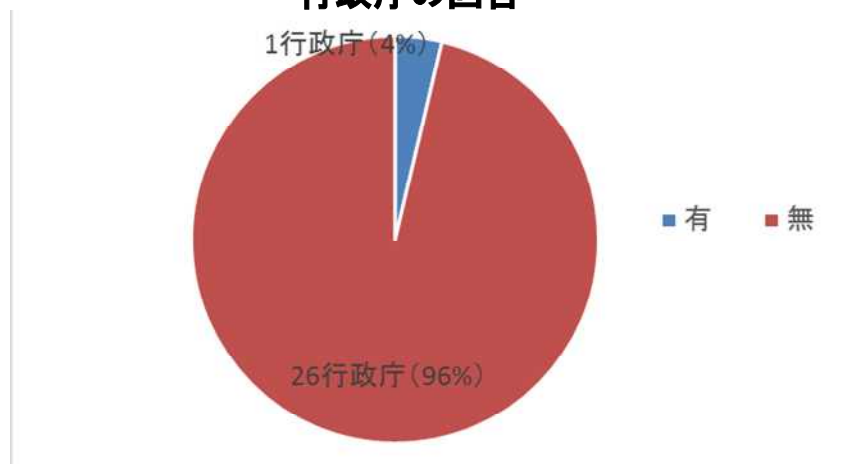
(2) 確認済証の交付時期への影響について

i) 省エネ適判や建築確認※が原因で確認済証の交付が遅延するケースはありましたか。

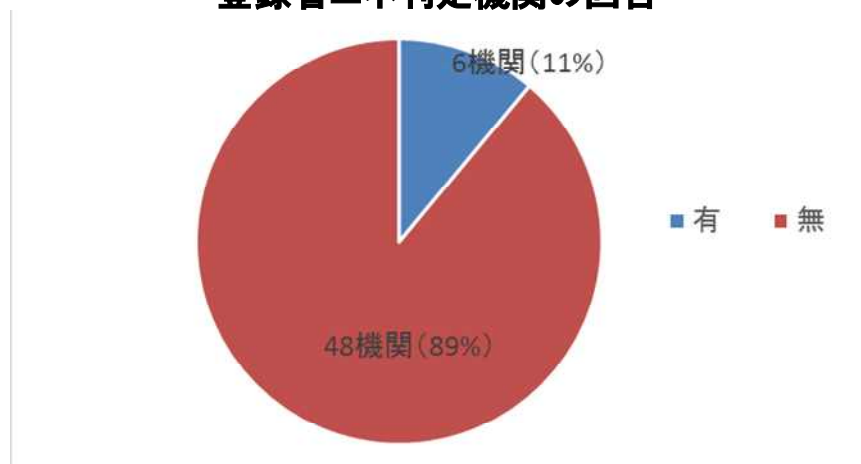
※ 適合義務対象かどうかの確認や省エネ計画書と確認申請の整合性確認

ii) **i) で「有」と回答された場合**、具体的にどのような案件で、どのような理由で交付が遅延したかをお答えください。複数のケースが存在する場合は、それぞれのケース毎にお答えください。

行政庁の回答



登録省エネ判定機関の回答



【遅延したケースの例】

- ・省エネ適判において、省エネ計画に関する質疑対応が遅い。
- ・建築確認において、省エネ計画書と確認申請書との図面間に不整合がある。

省エネ適判において判断に苦慮した案件について

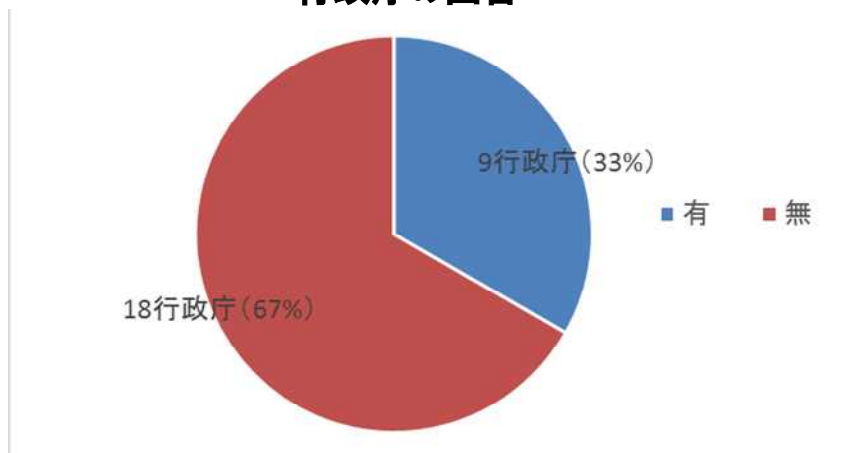
- 省エネ適判を実施したことがある行政庁及び登録省エネ判定機関のうち、**行政庁の33%、登録省エネ判定機関の56%**で、「**省エネ適判において判断に苦慮した案件あり**」と回答。

(3) 省エネ適判において判断に苦慮した案件について

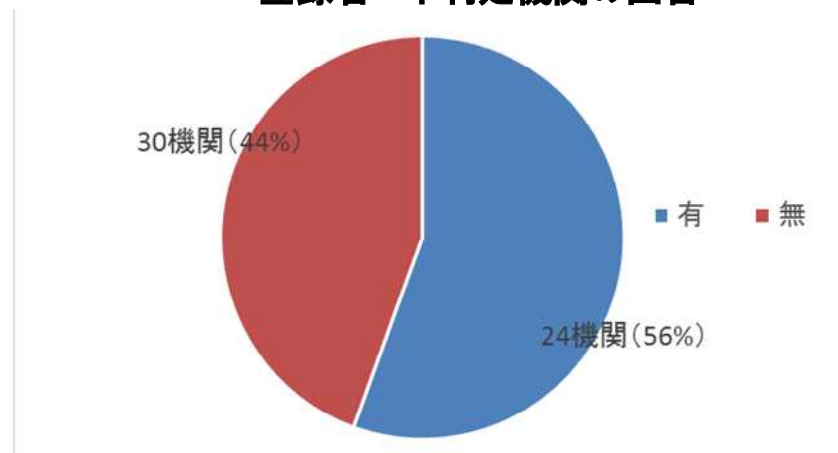
i) 省エネ適判において、判断に苦慮した案件はありましたか。

ii) i)で「有」と回答された場合、具体的にどのような案件で、どのような点で判断に苦慮したのかをお答えください。複数のケースが存在する場合は、それぞれのケース毎にお答えください。

行政庁の回答



登録省エネ判定機関の回答



建築確認において判断に苦慮した案件について

- 特定行政庁及び指定確認検査機関※のうち、**特定行政庁の7%、指定確認検査機関の15%**で、「**建築確認において判断に苦慮した案件あり**」と回答。

※ 所管行政庁(登録省エネ判定機関)として省エネ適判を実施したことの行政庁(機関)が対象

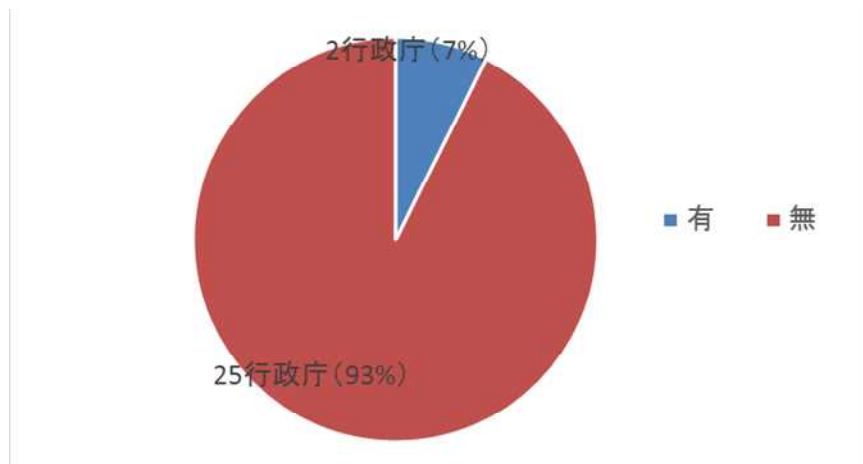
(4) 建築確認において判断に苦慮した案件について

- i) 建築確認※において、判断に苦慮した案件はありましたか。

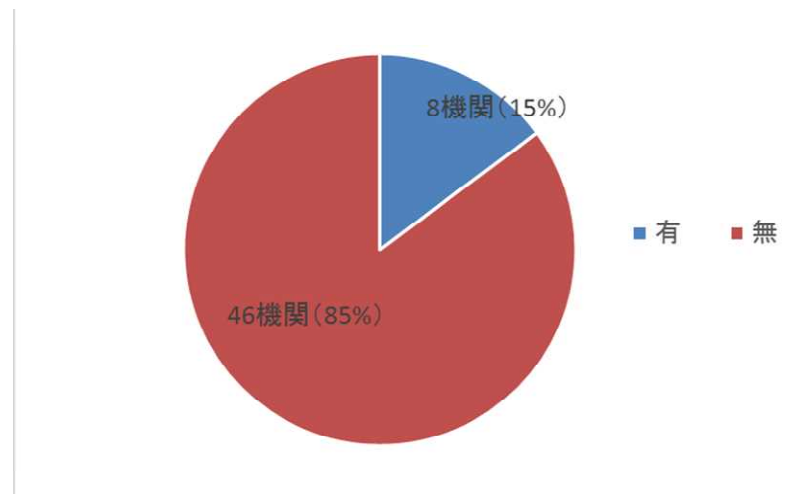
※ 適合義務対象かどうかの確認や省エネ計画書と確認申請の整合性確認

- ii) i)で「有」と回答された場合、具体的にどのような案件で、どのような点で判断に苦慮したのかをお答えください。複数のケースが存在する場合は、それぞれのケース毎にお答えください。

行政庁の回答



登録省エネ判定機関の回答



省エネ適判・建築確認において判断に苦慮した案件の概要

【省エネ適判において判断に苦慮した案件の概要】

○特殊な用途の建築物に用いるモデル建物の選択

(建築基準法上の用途が観覧場である客席付の体育館では、空調設備の使用方法等を判断材料とし、計算モデルとして、「集会場(体育館)」ではなく「集会場(競馬場又は競輪場)」を採用 等)

○特殊な使われ方をする室の設備に係る計算方法

(ビジネスホテルのオープンな朝食コーナーの照明設備については、その使用方法等を判断材料とし、「ロビー」ではなく「レストラン」として計算 等)

○工場の生産エリア等における計算対象とする部分

○複合建築物において複数用途で共用される設備(空調熱源等)に係る計算方法

○特殊な設備(定格風量が極めて大きな調湿外気処理機等)の性能値の入力方法

【建築確認において判断に苦慮した案件の概要】

○省エネ適判の適用除外となる用途(常温倉庫等)の取扱

○床面積算定から除外する高い開放性を有する部分の取扱

建築物省エネ法の周知・普及活動について

講習会等の実施

制度説明会

- ・申請者向け 293回(約3.4万人)
 - ・審査者向け 72回(約0.8万人)
- ※平成29年度も継続的に説明会を実施

設計・工事監理に関する説明会

- ・建材・設備メーカー向け 10団体
 - ・設計者等向け 6団体
- ※平成29年度からは、申請者向けの説明会を実施 10回(2,723人)

省エネ住宅技術に関する講習会

- ・中小工務店向け H28年度:約1,400回(約3.2万人)

行政庁・業界団体主催の講習会への対応

- ・約40回の講習会にて制度説明を実施

省エネ基準義務化等に係るシンポジウム

- ・省エネ基準義務化や省エネ性能表示に係るシンポジウムを開催(H29.3/1・3/22)

マニュアル等の作成

講習会等のテキストとして使用。IBECのHPにおいて、ダウンロード可能。

省エネ適判・届出マニュアル

- ・申請手続き等に係るマニュアル

設計図書記載マニュアル

- ・設計図書の記載方法に係るマニュアル

工事監理マニュアル

- ・工事監理の方法に係るマニュアル

省エネ適判の申請図書等の記載例

- ・省エネ適判の申請図書(計画書・設計図書・計算書)や工事監理報告書等の記載例

政府広報・業界紙・HP等のメディアの活用

政府広報

- ・政府広報ラジオ番組での放送 (FM東京「秋元才加のWeekly Japan!!」)
- ・政府広報新聞広告に掲載 (日経新聞)

業界紙・機関紙

- ・講習会の日程入りポスターを業界紙に掲載
(日刊建設通信新聞、日刊建設工業新聞、日刊建設産業新聞、建通新聞等の37件)
- ・省エネに関する情報提供の特設サイト(省エネNEXT)の立ち上げ(日経BP)
- ・機関紙への記事掲載 (IBEC機関紙、BCJ機関紙、建築技術等の約20件)

ホームページ

- ・国交省HPに建築物省エネ法特設ページを設置
- ・省エネ基準等に係るサポートページを設置(IBEC)

パンフレット・ポスター等の配布

パンフレット

- ・40万部配布
(行政庁経由:30万部、業界団体・審査機関経由:10万部)

ポスター

- ・3,500枚配布
(行政庁経由:2,500枚、業界団体・審査機関経由:1,000枚)

DVD

- ・1,500枚配布
(行政庁経由:1,000枚、業界団体・審査機関経由:500枚)

ダイレクトメール

- ・約10.5万通送付
(全建築士事務所あて)

建築物省エネ法の円滑施行に向けた体制整備について

相談窓口の充実強化

制度全般・省エネ基準の相談窓口

- ・省エネサポートセンターの強化 (IBEC)
(平成29年4月～8月において、4,427件の質問を受付)

設計・工事監理の相談窓口

- ・設計・工事監理に関する相談窓口の設置 (日本設備設計事務所協会連合会)

審査の円滑化のための体制整備

審査者間の情報共有・意見交換

- ・登録省エネ判定機関等の連絡体制の整備 (評価協会)
- ・定期的に、所管行政庁を交え、省エネ適判機関の情報共有・意見交換を実施 (評価協会・JCBA)

情報提供サイトの構築等

省エネ適判・届出の窓口検索サイト

- ・対象物件が所在する市町村名を入力することで、窓口となる所管行政庁・登録省エネ判定機関を検索可能なサイトを構築 (評価協会)
- ・上記サイトにて省エネ適判機関の混雑状況も公表

建材・設備の検索サイト

- ・建材・設備の性能値や性能証明書類を検索可能なサイトを構築 (評価協会)

省エネ計算を引受可能な設計事務所リストの公表

- ・省エネ計算を引受可能な設備設計事務所のリストを公表
(日本設備設計事務所協会連合会)

省エネ適判物件の件数の調査等

- ・省エネ適判物件の件数を調査・公表 (国土交通省・評価協会)

基準等の整備に係る体制整備

提案受付窓口の設置

- ・コンタクトポイントの設置
(IBEC)

任意評定の実施

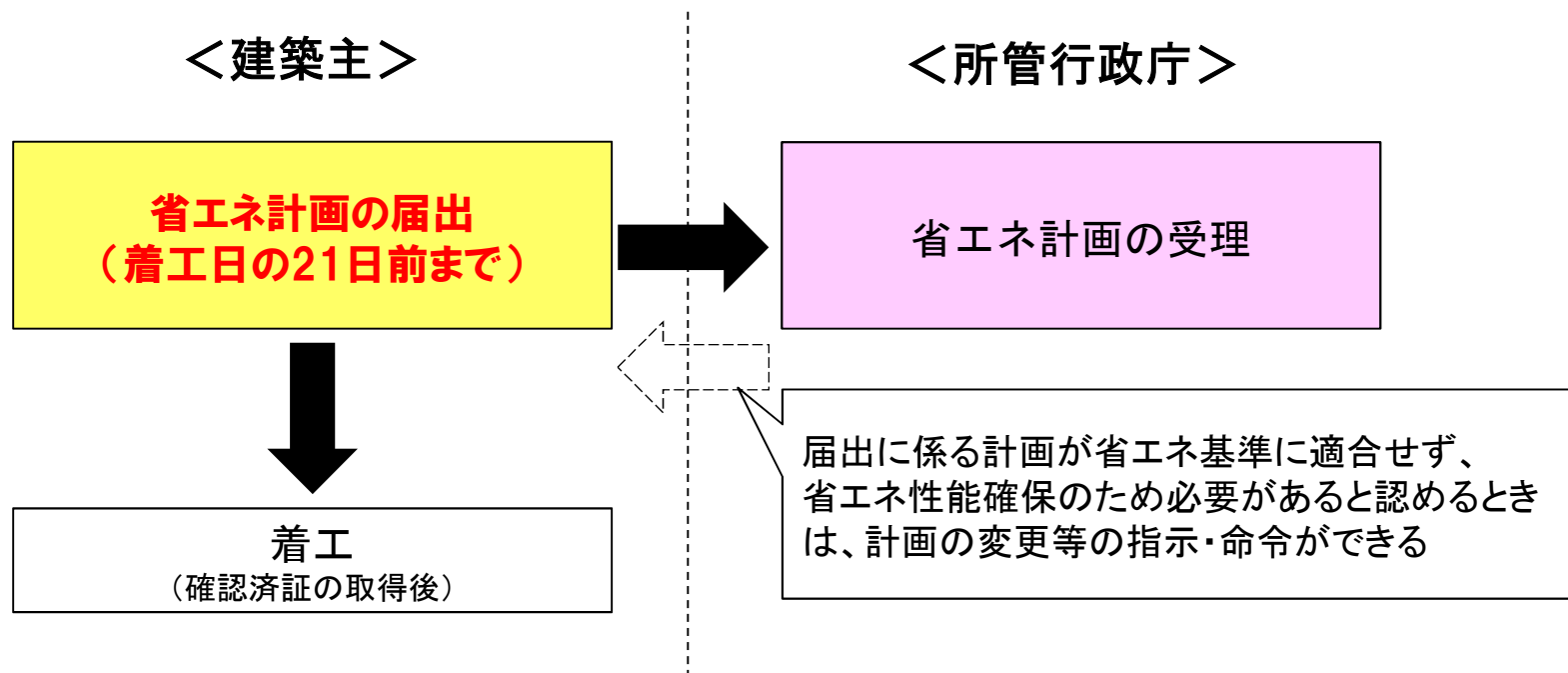
- ・所定の試験方法では評価できない建材・設備の性能値を評定
(登録省エネ評価機関・評価協会を通じ調整)

届出制度の施行状況について

届出制度の概要

- 建築主は、床面積の合計が300㎡以上の住宅・非住宅建築物(省エネ適判の対象となる2000㎡以上の非住宅建築物を除く)の新築等を行う際、着工日の21日前までに、省エネ計画を所管行政庁に届け出なければならない【建築物省エネ法第19条第1項】
- 所管行政庁は、届出に係る計画が省エネ基準に適合せず、省エネ性能確保のため必要があると認めるときは、計画の変更等の指示・命令ができる【建築物省エネ法第19条第2項・第3項】

〈届出対象物件に係る手続フロー〉



平成27年度における届出率について

- 平成27年度における届出対象物件の届出率は、届出対象を300㎡以上の住宅・建築物に拡大した平成22年度における届出率より上昇傾向にあるものの、中規模物件では、住宅で66.0%、建築物で77.4%となっている。

【平成27年度における届出対象物件の届出率】

	住宅	建築物
大規模 (2000㎡以上)	82.2%	97.4%
中規模 (300㎡以上2000未満)	66.0%	77.4%

※平成26年度(平成25年基準全面施行前)における住宅の届出率は、大規模物件で91.8%、中規模物件で77.4%

【平成22年度における届出対象物件の届出率】

	住宅	建築物
大規模 (2000㎡以上)	74.8%	87.5%
中規模 (300㎡以上2000未満)	66.6%	53.5%

(届出率は、「届出物件の床面積の合計値」を「建築着工統計調査に基づく届出対象物件の着工面積の合計値」で除した値)

届出制度の運用状況に係る調査結果

- 平成29年7月～8月、全所管行政庁(451行政庁)を対象に、届出制度の運用状況に係る調査を実施。

■調査概要

【調査対象】

所管行政庁…451行政庁(限定特定行政庁を含む全ての所管行政庁)
(回答率100%)

【調査時期】

平成29年7月21日～8月4日

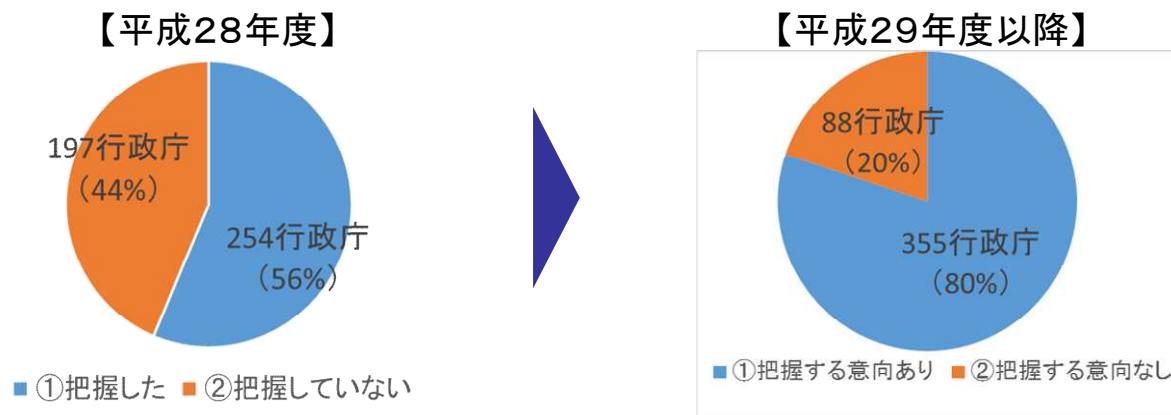
【調査内容】

- (1) 無届出物件の把握状況
- (2) 無届出物件への対応
- (3) 届出の徹底に向けた取組の実施状況

無届出物件の把握状況

- 平成28年度は、56%の行政庁で無届出物件を把握していたが、平成29年度以降においては、80%の行政庁で把握する意向がある状況。
- 把握手段としては、「確認申請書や確認審査報告書、建築確認台帳等から届出対象となる物件をリスト化し、届出物件と照合している」行政庁が多数。

i) 無届出物件を把握していましたか（把握する意向はありますか）。



ii) 無届出物件を把握する意向があると回答した場合、どのような手段で無届出物件の把握を行う予定ですか。

①	確認申請書や確認審査報告書、建築確認台帳等から届出対象となる物件をリスト化し、届出物件と照合している
②	<p>その他（自由記述）</p> <p>《回答例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 確認申請書の受理時・審査時、又は、指定確認検査機関からの確認審査報告書の審査時に、届出されているかを確認する（リスト化はしない。）等

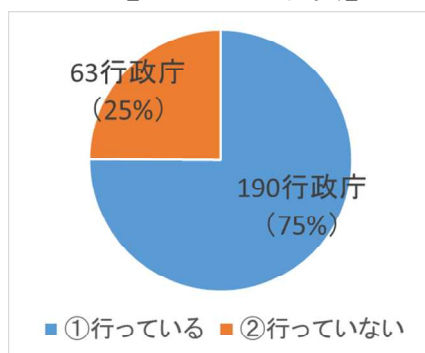


無届出物件への対応

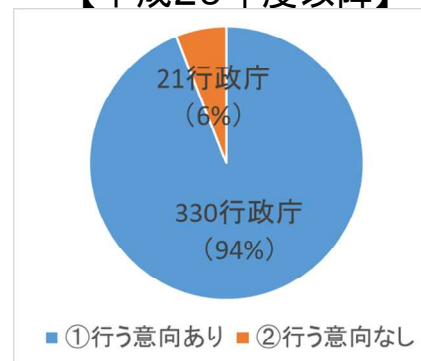
- **平成28年度**は、無届出物件を把握する意向がある行政庁のうち**75%の行政庁で届出の督促等の対応**を行っていたが、**平成29年度以降**においては、**94%の行政庁で届出の督促等の対応を行う意向**がある状況。
- 文書で督促を行う予定の行政庁は5%となっており、85%の行政庁が「電話等の口頭にて督促」を行う予定となっている状況。

i) (1) i) で無届出物件を把握した（把握する意向がある）と回答した場合、無届出物件に対して督促を行いましたか（督促を行う意向はありますか）。

【平成28年度】

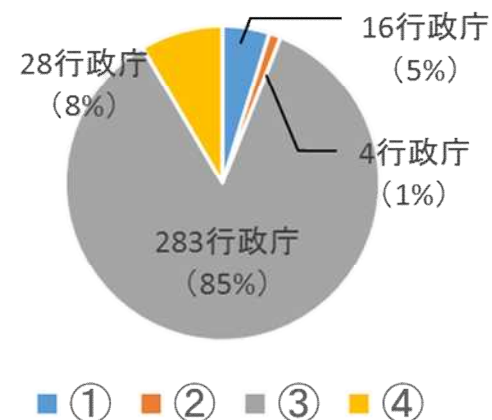


【平成29年度以降】



v) 無届出物件に対して督促を行う意向があると回答した場合、どのような手段で督促等の対応を行う予定ですか。

①	公文書にて督促通知を发出
②	公文書以外の督促文書を发出
③	電話等で口頭にて督促
④	その他（自由記述） 《回答例》 ・電話等で口頭で指導し、従わなかった場合に公文書にて督促通知を发出する 等

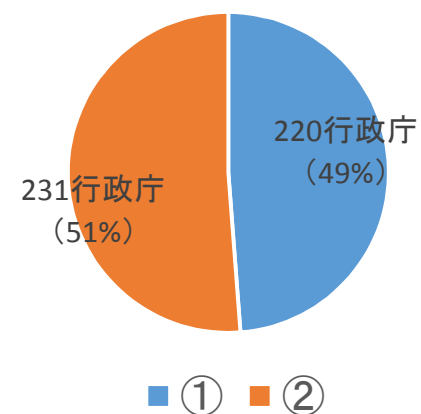


行政庁における届出の徹底に向けた取組の実施状況

- **49%の行政庁**において、**届出の徹底に向けた独自の取組**が実施されている状況。
- 具体的な取組内容としては、「口頭での注意喚起や確認窓口におけるポスター掲示などによる注意喚起」が最も多い。

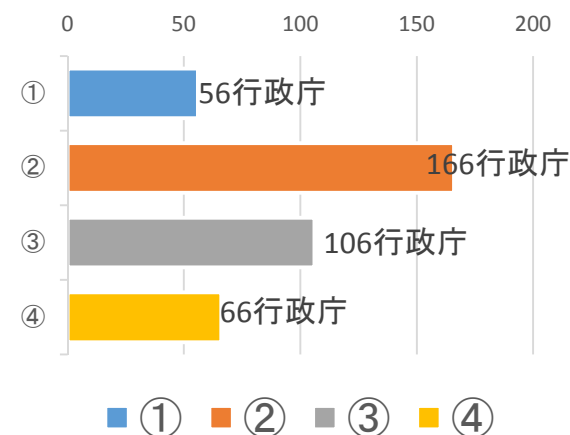
i) 届出の徹底に向け、国土交通省より全指定確認検査機関に対して、確認申請の受理時に届出対象物件の申請者に届出の注意喚起に係るチラシを配布するよう依頼しているところですが、所管行政庁において独自に実施されている届出の徹底に向けた取組はありますか。

①	ある
②	ない



ii) i) で「① あり」を選択された場合、具体的な取組内容をお答えください。（複数回答可）

①	所管行政庁の確認窓口等において、届出の注意喚起に係るチラシを配布
②	口頭での注意喚起や確認窓口におけるポスターの掲示
③	HPや公報等において注意喚起を実施
④	その他（自由記述） 《回答例》 ・確認申請提出時に求めている「調書」において、確認申請に係る項目の他に「省エネ法」届出に関する項目を記入させ、提出を喚起している。 ・建築士を対象とした講習会等で制度内容を周知している。等



届出の徹底に向けた取組について

ダイレクトメール・パンフレットの配布

- 届出の注意喚起等を内容とするダイレクトメール・パンフレットを配布

ダイレクトメール

・約10.5万通送付（全建築士事務所あて）

パンフレット

・40万部配布
（行政庁経由：30万部、業界団体・審査機関経由：10万部）

会議・説明会における周知

- 行政庁の担当官が参加する会議において、無届出物件への督促等の取組を行うよう周知
- 申請者の参加する制度説明会において、届出対象等について周知

制度説明会

・申請者向け 293回（約3.4万人）

※平成29年度も継続的に説明会を実施

建築確認の窓口における申請者への注意喚起

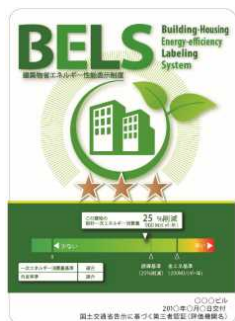
- 全指定確認検査機関の建築確認の窓口にて、届出の注意喚起を内容とするリーフレットを送付し、確認申請の受理時において、届出対象物件の申請者に配布するよう依頼
- 所管行政庁に同様のリーフレットのデータを送付し、必要に応じ、確認申請の受理時において、届出対象物件の申請者に配布するよう依頼

表示制度・認定制度の施行状況について



表示制度・認定制度の施行状況について

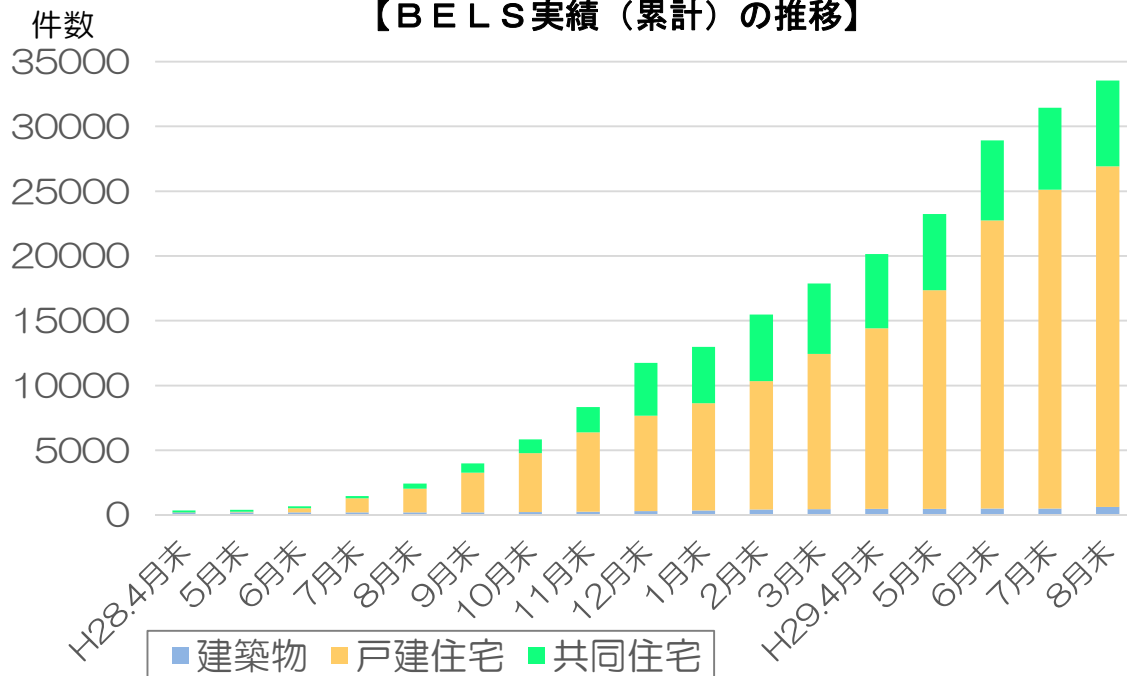
BELS



【BELS実績 (H29. 8末時点)】

建物種別	件数
戸建住宅	26,290
共同住宅	6,635
非住宅建築物	625
計	33,550

【BELS実績 (累計) の推移】



※共同住宅については、住棟数と住戸数の合計

基準適合認定



【基準適合認定マーク実績 (H29. 8末時点)】

建物種別	件数
非住宅建築物	3

性能向上計画認定

【性能向上計画認定実績 (H29. 8末時点)】

建物種別	件数
一戸建て	363
共同住宅等の住戸	4
非住宅	0
計	367